

飯塚市病院群輪番制病院運営事業等補助金交付要綱(平成25年飯塚市告示第106号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市病院群輪番制病院運営事業等補助金交付要綱の一部を改正する告示

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額と前条に定める対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額に一定の率(補助対象年度の前年度の10月末日現在における嘉麻市、飯塚市及び桂川町地区の住民人口(外国人を含む。)に占める飯塚市の住民人口の割合をいう。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 病院群輪番制病院運営事業費 補助基準額<u>38,490円</u>に次項に定める当番の日数の合計を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額と前条に定める対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額に一定の率(補助対象年度の前年度の10月末日現在における嘉麻市、飯塚市及び桂川町地区の住民人口(外国人を含む。)に占める飯塚市の住民人口の割合をいう。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 病院群輪番制病院運営事業費 補助基準額<u>36,480円</u>に次項に定める当番の日数の合計を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。